

訪問看護（介護予防訪問看護）運営規程

ケアーズ訪問看護リハビリステーションさかど

株式会社メディカルタスクフォース
代表取締役 福島 信明

改訂日：2024 年 4 月 1 日
版 数：第 3.0 版

Author : nobuaki fukushima
Effective Date : 2024/4/1
Version : 3.0

目次

第1条（事業の目的）	1
第2条（事業の運営方針）	1
第3条（事業所の名称等）	1
第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）	1
第5条（営業日及び営業時間）	2
第6条（指定訪問看護等の提供方法）	2
第7条（指定訪問看護等の内容）	3
第8条（利用料）	3
第9条（緊急時等における対応方法）	4
第10条（相談・苦情処理）	5
第11条（事故発生時の対応）	5
第12条（通常の事業の実施地域）	5
第13条（虐待防止に関する事項）	5
第14条（個人情報の保護）	6
第15条（その他運営に関する重要事項）	6
第16条（反社会勢力の排除）	6
第17条（本規程からの逸脱）	6
第18条（改訂とその履歴）	7
第19条（本規程の施行・適用時期）	7

（事業の目的）

第1条 「訪問看護（介護予防訪問看護）運営規程」（以下、「本規程」という。）は、株式会社メディカルタスクフォース（以下、「開設事業者」という。）が開設する「ケアーズ訪問看護リハビリステーションさかど」（以下、事業所）という。）が行う指定訪問看護並びに指定介護予防訪問看護（以下、「指定訪問看護等」という。）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を目指すものとする。

3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事、記録の保管管理、物品等の管理については管理者の責任において実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称並びに所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：ケアーズ訪問看護リハビリステーションさかど
- (2) 所在地：埼玉県坂戸市本町 13-33 セントラルヒルズ 107 号室

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業に直接関与する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名（訪問看護師兼務）
 - ① 事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う
 - ② 主治医との連絡調整及び報告
 - ③ 訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導

- ④ 利用者の状態把握とサービスの査定
- ⑤ 利用者の看護方針・手順の策定
- ⑥ 利用者の記録保存・管理
- ⑦ 関係機関との連絡調整
- ⑧ 事業計画、事業報告の作成
- ⑨ 設備、備品等の管理

(2) 看護職員：常勤換算 2.5 名以上

- ① 指定訪問看護等の提供
- ② 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）並びに訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成（准看護師を除く）
- ③ 利用者の状況把握とサービスの査定の協力
- ④ 訪問看護実施内容の記録及び報告
- ⑤ 必要に応じて主治医との連絡調整
- ⑥ 管理者への協力

(3) 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士：実情に応じて適当数（必要に応じて雇用する）

- ① 在宅におけるリハビリテーション

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

原則として月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日及び 8 月 13 日から 8 月 16 日までを除く。

(2) 営業時間

9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

(3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護等の提供方法）

第 6 条 指定訪問看護等の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申込み、主治医が交付した訪問看護指示書（以下、「指示書」という。）により、看護師等が利用者を訪問して（介護予防）訪問看護計画書を作成し、指定（介護予防）訪問看護を実施する。
- (2) 利用者または家族から事業所に直接連絡があった場合は、主治医の指示書の交付を求めるように助言する。

2 訪問看護等の内容や訪問回数等を利用者または家族に説明し、了承の上で訪問を開始する。

(指定訪問看護等の内容)

第 7 条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナルケア
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の教育助言
- (7) カテーテル等の管理
- (8) 在宅におけるリハビリテーション
- (9) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- (10) その他医師の指示による処置

2 サービスの回数と時間

(1) 介護保険の対象者

介護保険の要支援・要介護の認定を受けられた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」で無い方は、居宅サービス計画に沿った訪問回数とし、訪問時間は 20 分未満、30 分未満、1 時間未満、1 時間 30 分未満のいずれか、あるいは利用者の希望と必要性によりそれ以上の時間も可能とする。

(2) 医療保険の対象者

- ① 介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」の方は、回数の制限はなしとする。
- ② ①以外の方は、週 3 日までの訪問看護とする。また、1 回の訪問看護時間は概ね 30 分から 1 時間 30 分程度とする。
- ③ 利用者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の「特別指示書」の交付があった場合、交付の日から 14 日間に限り訪問回数の制限はない。また、介護保険の対象者であっても、その期間は医療保険の対象者となる。

(利用料)

第 8 条 利用料金等は次のとおりとする。

介護保険指定（介護予防）訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その 1 割または 2 割または 3 割の額とする。

2 要支援・要介護の認定を受けていない方で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、1 日につき基本利用料として、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年 8 月 17 日法律第 80 号）第 78 条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める額を徴収する。交通費は本条第 7 項に準ずるものとする。

3 要支援・要介護の認定を受けていない方で、老人医療受給者証をお持ちでない方（健康保険証をお持ちの方）は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。

- 4 本条第1項以外で主治医がその治療の必要につき省令で定める基準に適合していると認められた方には、利用料金は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。
- 5 利用者の申出による日常生活上必要とする物品等は実費を利用者が負担する。
- 6 利用料金は原則として金融機関への振込とするが、利用者の希望により訪問時毎、または1ヶ月毎の集金も可能とする。
- 7 その他の利用料金は次のとおりとする。
 - (1) 介護保険
第12条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う介護保険指定訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。
自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えてから、片道1 km以上につき30円を徴収する。
 - (2) 医療保険
 - ① 利用者の申出による休日または18時00分以降の時間外に訪問した際の訪問看護料金
 - ② 利用者の申出による長時間に当たる訪問料金
 - ③ 利用者の申出による死後の処置にともなう費用
 - ④ 指定訪問看護を開始するにあたり、予め利用者や家族に対し、指定訪問看護等の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとする。
 - ⑤ 交通費は片道1 km以上につき30円を徴収する。
- 8 料金については、予め利用者や家族に文書で説明し、利用料について理解を得て、支払に同意する旨の文書に署名、捺印を受領する。
- 9 死後の処置料は、20,000円を徴収する。
- 10 キャンセル料については、2,000円を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 緊急時の対応方法については、予め掛かりつけの医師並びに利用者に確認し指定訪問看護等を開始するものとする。
- 2 訪問看護師等は、指定訪問看護等の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけの医師に連絡し、適切な処置を講じるものとする。掛かりつけの医師と連絡ができない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講ずることとする。
 - 3 訪問看護師等は、前項について然るべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情処理)

第 10 条 事業所は、利用者からの相談または苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望または苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、前項の相談または苦情等の内容について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

3 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

5 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第 11 条 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損賠賠償を速やかに行う。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 介護保険指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域は、坂戸市、川島町、川越市、狭山市、日高市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町、嵐山町、滑川町、東松山市及び吉見町とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条 利用者またはその家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）並びに厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日）を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。

- 3 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 15 条 従業者の質的向上を図るための教育訓練の機会を次のとおり策定し、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時導入研修：採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続教育訓練：年 6 回

- 2 本規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社メディカルタスクフォースの代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（反社会勢力の排除）

第 16 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、坂戸市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 20 日条例第 29 号）に規定する暴力団を利することとならないようにする。また、暴力団排除活動に関する施策に協力するとともに社会経済活動の健全な発展に寄与することとする。

（本規程からの逸脱）

第 17 条 本規程からの変更または逸脱については、その理由、対応及び承認結果等、必要な要件を含む記録を作成する。

（改訂とその履歴）

第 18 条 本規程の改訂は、事業所の管理者が立案し、関連部門との合議を経て、開設事業者の代表取締役がこの承認を決する。原則として、年 1 回の見直しを行うほか、当局の通知あるいは指導等により必要と認められる場合には、その都度改訂を行う。尚、改訂版には、作成年月日、承認年月日、施行年月日及び改訂版番号を記すとともに、その改訂履歴を付す。

（本規程の施行・適用時期）

第 19 条 本規程第 2.1 版（2018 年 12 月 25 日施行）を 2024 年 4 月 1 日付で改訂し本規程第 3.0 版とする。本規程第 3.0 版は、2024 年 4 月 1 日から施行する。